

「未来を選択する会議」 会則

令和 7 年 1 0 月 2 7 日制定

(名 称)

第 1 条

1. 本会議は、「未来を選択する会議」～人口減少時代の生き方、暮らし方、働き方を考える～（以下「本会議」）と称する。
2. 本会議の英文名称は、Forum for the Future We Choose とする。

(事務所)

第 2 条

本会議および本会議事務局は、公益財団法人日本生産性本部内におく。

(目 的)

第 3 条

本会議は、人口減少時代における生き方、暮らし方、働き方について、若者世代をはじめすべての人々が主体的にかかわる社会の気運醸成に取り組み、選択し得る望ましい未来を構築することをめざしていく。

(事 業)

第 4 条

本会議は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) シンポジウムやセミナーの開催、協力
- (2) 対話・交流及び情報発信
- (3) 調査研究及び政策提言
- (4) 前各号の他、本会議の目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第 5 条

1. 本会議の趣旨に賛同を示す者を構成員として組織する。
2. 本会議の中に会務を行う常任幹事会を設置する。
3. 前項の他、本会議の目的を達成するために必要な委員会等を設置する。

(構成員)

第 6 条

本会議は、本会議の目的に賛同し、その事業を推進しようとする団体および個人を構成員とし、公益財団法人日本生産性本部が委嘱する。

(退 会)

第 7 条

退会を希望する構成員は、電子メールまたは書面をもって常任幹事会に申し出ることにより任意に退会することができる。また、本会議の社会的価値を毀損する行為があった場合は、退会を勧告することができる。

(役 員)

第 8 条

本会議に次の役員をおく。

- (1) 共同代表 6 名以内
- (2) 常任幹事 10 名以内
- (3) 監事 2 名以内

(役員の委嘱)

第 9 条

共同代表、常任幹事、監事は、公益財団法人日本生産性本部会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第 10 条

役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 共同代表は本会議を代表し、会務を統轄する。うち 1 名を議長とする。
- (2) 常任幹事は、会務の執行を行う。
- (3) 監事は、共同代表、常任幹事の業務執行、並びに本会議の業務および財産状況について監査する。

(任 期)

第 11 条

役員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧 問)

第 12 条

常任幹事会の承認を経て顧問をおくことができる。顧問の任期は 2 年とし、再任をさまたげない。

(常任幹事会)

第 13 条

1. 常任幹事会は、共同代表および常任幹事をもって構成し本会議の組織運営に関する基本

方針を決定する。

2. 常任幹事会は、必要に応じ書面もしくはオンラインにて開催とすることができる。
3. 監事は、常任幹事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるすることができる。

(委員会等)

第14条

1. 本会議の目的達成のために、必要に応じ、委員会等をおくことができる。
2. 委員会等とは、専門的なテーマに応じて調査研究、開発および提言、普及・広報等を実施するために組織された委員会、ワーキンググループ等とする。

(事務局)

第15条

1. 本会議の事務を処理するため事務局をおく。
2. 事務局には、事務局長および所要の職員をおく。
3. 事務局長は、日本生産性本部が任免する。

(会計年度)

第16条

本会議の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第17条

本会則は、常任幹事会において出席者の3分の2以上の議決を得た場合に変更することができる。

(附則)

第1条（令和7年10月27日）

本会則は、本会議の発足をもって、効力を生じるものとする。